

野田市公告第283号

野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、野田都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月3日

野田市長 鈴木 有

1 都市計画の種類及び名称

都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）

2 都市計画を変更（廃止）する土地の区域

野田市古布内字郷の一部の区域

3 縦覧場所

野田市建設局都市部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月17日（水）まで
(土曜日及び日曜日は除く。)

5 意見書の提出期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月17日（水）まで
(土曜日及び日曜日は除く。)

6 意見書を提出しようとする方は、住所、氏名、電話番号、意見を記載（様式は任意）して、郵送又は持参により提出してください。（必着）

ただし、意見書を提出できる方は、野田市内に住所のある方（法人を含む。）か、地上権などを有する利害関係のある方です。

宛先 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所都市計画課